

国民健康保険からのおしらせ

住民課 内線325～327

現在65歳以上75歳未満で老人保健法医療の受給者証をお持ちの方は後期高齢者医療制度への移行を撤回することができます

65歳以上75歳未満で、老人保健医療制度の適用を受けている方は、原則として高齢者医療制度の被保険者として認定されます。（手続きは不要です）

ただし、本人の意向により後期高齢者医療制度への移行を撤回し、他の健康保険に加入することが可能です。撤回を希望される方はお早めに申請してください。

【持参するもの】

- ・老人医療証・印鑑・重度障がい医療証・保険証

後期高齢者医療制度被保険者証を郵送します

平成20年4月1日から、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入していただくことになります。それに伴い、新しい被保険者証を配達記録付き郵便で3月中に郵送しますので、お手元に届きましたら必ずご確認ください。

また、後期高齢者医療制度が開始されると、75歳以上の方が現在お持ちの老人医療証や国民健康保険証は4月1日以降使用できませんので、ご自分で破棄していただくか、住民課へご返却ください。

国民健康保険高齢受給者証を郵送します

平成20年4月からの制度改革によって、70～74歳で国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方の負担割合が2割になる予定でしたが、平成21年3月までの間、

～国民年金保険料はクレジットカードで納付できます～

小田原社会保険事務所 ☎22-1391(代)
住民課 内線326

国民年金保険料がクレジットカードで納付できるようになりました。

納付できる保険料は、「定額保険料」及び「付加保険料込みの定額保険料」となります。保険料の一部を免除されている場合はご利用できません。

また、免除申請書を提出され、保険料の一部又は全額を納付することを要しないとされた場合は辞退したものとみなされます。

納付方法は、事前登録による定期的な支払い方法となるため、金融機関に納付書とクレジットカードを提示して納付することはできません。

納付回数は、1回払いのみとさせていただきます。（分割払い、リボ払いなどはご利用できません。）

1割のままになります。

現在お持ちの高齢受給者証に「2割」の表記がある方には、新しい医療証を郵送しますので、4月1日以降は新しい医療証をお使いください。旧受給者証は、ご自分で破棄していただくか、住民課へご返却ください。

平成20年4月から特定健康診査・特定保健指導が始まります

日本人の死因の約6割を占める生活習慣病は、食生活の乱れや運動不足など、日常生活の習慣が原因となって発症し、自覚症状が出にくいために知らず知らずのうちに進行します。そのため、生活習慣病の予防には健康診断による早期発見と生活改善が大切になります。

平成20年4月から始まる特定健康診査は、この生活習慣病を事前に予防するため、国民健康保険や、会社の健康保険など、現在加入している医療保険者が実施します。

年に1回、40歳以上75歳未満の方を対象に生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を発見するための検査を中心として行います。

健康診査の時にメタボリックシンドロームの該当者、または予備群と診断された方は、生活習慣改善のための指導（特定保健指導）を受けていただくことになります。

皆さんの健康維持と医療費節減のために、ご協力をお願いします。

クレジットカード納付では、口座振替による当月未振替（早割）は適用されません。

また、6か月前納・1年前納の割引は、納付書で納めていただいた場合の割引額となりますので、口座振替での割引は適用されません。

利用できるクレジットカードは、「JCB、VISA、MasterCard、DinersClub」などが付されたクレジットカードです。詳しくは、小田原社会保険事務所にお問い合わせしていただくか、社会保険庁のホームページをご覧ください。

お申し込みは社会保険事務所へ。

※申込み用紙は住民課にありますのでご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>